

「減額返還制度の創設」及び「返還期限猶予願の様式変更」について

標記の件について、日本学生支援機構からお知らせがありました。減額返還制度の詳細につきましては日本学生支援機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html>) を確認して下さい。また、返還期限猶予願の様式については (<http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html#ippann>) を確認して下さい。

○減額返還制度とは（※日本学生支援機構ホームページより抜粋）

災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方の中で、当初約束した割賦金（以下「当初割賦金」という。）を減額すれば返還可能である方に対して、一定の要件（経済的事由の場合は、目安として年間の収入 300 万円以下、所得 200 万円以下）に合致する場合、一定期間、1 回当たりの当初割 賦金を 2 分の 1 に減額して、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長することにより、返還しやすい方法を提供することを目的としています。

適用期間は 12 ヶ月（6 ヶ月分の割賦金を 12 ヶ月で返還）で最長 10 年（120 ヶ月）まで延長可能です。

平成 23 年 1 月

学生支援課